

つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する要項（以下、「支援要項」という。）において使用する用語の例による。

(目的)

第3条 補助金は、予算の範囲内において、支援要項第3条に規定する周辺コミュニティに対し、地域づくり活動に要する経費の一部を補助することにより、対象地域の活性化の実現に寄与することを目的とする。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域づくり活動のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益的な事業であること。
- (2) 対象地域の地域課題の解決や魅力向上、活性化に資するもので地域住民等の連携を構築し、又は向上させるものであること。
- (3) 総会にて事業及び予算の承認を受けていること。
- (4) 事業の実施に当たって、地域住民の理解を図るよう努めていること。
- (5) 地域の特性を活かした取組であること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業については、補助事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 政治的又は宗教的な内容の事業

- (3) 営利を主たる目的とする事業
 - (4) 一部の者の娯楽、懇親、遊興等を主な目的とする事業
 - (5) 認定以前から地域で行われている祭事・事業。ただし、実施内容の一部を変更したものを除く。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業
- 3 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、周辺コミュニティの地域づくり活動に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 対象者が補助金の交付を受けようとする事業について、補助金以外の補助金等の交付を受ける場合
 - (2) 周辺コミュニティの構成員へ支出した場合
- 5 補助金の額は、補助対象経費の合計額の範囲内の額であって、1会計年度につき150千円を限度とする。
- 6 補助金の交付を受けることができる回数は、3回とする。ただし、周辺コミュニティの認定を受けた年度から連続して3回とし、1会計年度につき1回を限度とする。
- 7 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 規則第4条第1項の所定の期日は、地域づくり活動を開始しようとする日の20日前とする。
- 3 規則第4条第2項第1号の補助事業等の事業計画書の様式は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金事業計画書（様式第2号）とする。
- 4 規則第4条第2項第2号の補助事業等の収支予算書の様式は、つくば市周辺コ

コミュニティへの支援に関する補助金収支予算書（様式第3号）とする。

（補助金の交付条件）

第6条 規則第6条第1項第5号の補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業は、当該補助事業の実施年度の末日までに完了すること。
- (2) 市長が補助事業及びその会計について、報告を求め、又は帳簿、証拠書類その他の物件を調査する場合は、これに応じること。
- (3) 次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還すること。
- (5) 市長から、周辺地域の活性化に関する広報、報告会等への協力の求めがあったときは、これに応じるものとする。
- (6) その他規則、支援要項及びこの要項の規定を遵守すること。

（補助金の交付決定通知）

第7条 規則第7条の補助金等交付（不交付）決定通知書の様式は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）とする。

（補助事業の変更等）

第8条 規則第12条の2の補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金変更等承認申請書（様式第5号）とする。

2 収支予算書の金額に変更が生じたときは、前項の申請書につくば市周辺コミュ

ニティへの支援に関する補助金収支変更予算書（様式第6号）を添付するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、補助事業の内容変更又は中止若しくは廃止について承認するか否かを決定し、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金変更等承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金実績報告書（様式第8号）とする。

2 規則第13条第1項の収支決算書の様式は、つくば市周辺コミュニティの支援に関する補助金収支決算書（様式第9号）とする。

- 3 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、地域づくり活動の詳細がわかる書類、補助対象経費に係る領収書その他市長が必要と認める書類とする。

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金交付額確定通知書（様式第10号）とする。

（交付の請求）

第11条 規則第15条の2第2項の補助金等交付請求書の様式は、補助事業の完了後にあつてはつくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金交付請求書（様式第11号）を、補助金の概算払を受けようとするときにあつてはつくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金概算払請求書（様式第12号）とする。

（交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。この場合において、概算払の請求があつたときは、補助事業の着手前又は完了前であっても交付することができるものとする。

（決定の取消）

第13条 規則第16条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、つくば市周辺コミュニティへの支援に関する補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助事業の公表）

第14条 補助金の交付を受けた周辺コミュニティは、市長から周辺地域の活性化に関する広報、報告会等への協力の求めがあったときは、これに応じるものとする。

（補助金の経理等）

第15条 補助金の交付を受けた周辺コミュニティは、補助事業についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業に係る収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にするものとする。

2 補助金の交付を受けた周辺コミュニティは、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、当該年度終了後5年間保存するものとする。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和5年6月20日 一部改正

別表（第4条関係）

(1) 報償費	事業実施に必要な講師、専門家等への報償、謝礼等（1人1日当たり50千円を上限とし、総額は交付金額の50%以内とする）
(2) 旅費	講師、専門家等の不可欠と認められる交通費等
(3) 需用費	ちらし、ポスター等の作成費及び印刷費並びに材料、消耗品等の購入費等
(4) 役務費	通信・運搬に係る経費、行事保険料、各種手数料等
(5) 委託料	事業実施に必要な委託費、制作費等。ただし、事業の全てを委託してはならない。
(6) 賃借料及び使用料	事業の実施に直接必要な事業拠点等の賃借料、会場使用料、機器類の賃借料等。ただし、拠点等の賃借料の上限は1月あたり10千円とする。
(7) 備品購入費	事業実施に必要な30千円以下の備品のうち、相当と認められるもの。ただし、1年度当たり30千円を限度とする。
(8) 市長が認める経費	上記外で、市長が必要と認める経費